

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 30 日 号外特 27 号 51 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 30 日 法律第 59 号
【管轄省庁】	防衛省
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 11 月 30 日）の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行 〔平成 22 年 12 月 1 日〕
【法令のあらまし】	<p>【防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正】</p> <p>1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。（別表第1及び別表第2関係）</p> <p>2 常勤の防衛大臣補佐官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の150に引き下げる。（第18条の2の2、第25条第3項及び第25条の2第3項関係）</p> <p>3 一般職の国家公務員の例に準じて、当分の間、行政職俸給表（一）六級以上に相当する職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後の俸給月額等について減額の規定を定める。（附則関係）</p> <p>4 常勤の防衛大臣補佐官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに生徒に支給される6月期の期末手当の支給割合を100分の140に引き下げるとともに、12月期の期末手当の支給割合を100分の155に引き上げる。（第18条の2の2、第25条第3項及び第25条の2第3項関係）</p> <p>【防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正】</p> <p>1 一般職の国家公務員の例に準じて経過措置による俸給を改定する。（附則第15条関係）</p> <p>2 経過措置による若年定年退職者給付金の額の算定に係る俸給月額を改定する。（附則第16条関係）</p>
【改正される法令】	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 27 年法律第 266 号） 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 122 号）